

大和証券ミリオン（従業員積立投資プラン）積立投資約款 新旧対照表

（下線部分改正）

現行	改正
<p>1. 約款の趣旨 この約款は、お客様と大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、<u>大和証券投資信託委託株式会社の発行する下記 2. (1) に掲げる追加型投資信託受益権の積立投資</u>に関するとりきめです。 当社は、この約款に従ってお客様と積立投資契約（以下「契約」といいます。）を締結いたします。</p> <p>10. その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)この<u>契約は、法令の変更又は監督官庁の指示その他、必要を生じた時は、改訂</u>されることがあります。</p>	<p>1. 約款の趣旨 この約款は、お客様と大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、<u>大和アセットマネジメント株式会社の発行する下記 2. (1) に掲げる追加型投資信託受益権の積立投資</u>に関するとりきめです。 当社は、この約款に従ってお客様と積立投資契約（以下「契約」といいます。）を締結いたします。</p> <p>10. その他</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3)この<u>約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更</u>されることがあります。<u>変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知</u>します。</p> <p>附則 <u>この約款は、2020年4月1日より適用</u>されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>